

認可外保育施設指導監督基準等について

沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課認可・指導班

1

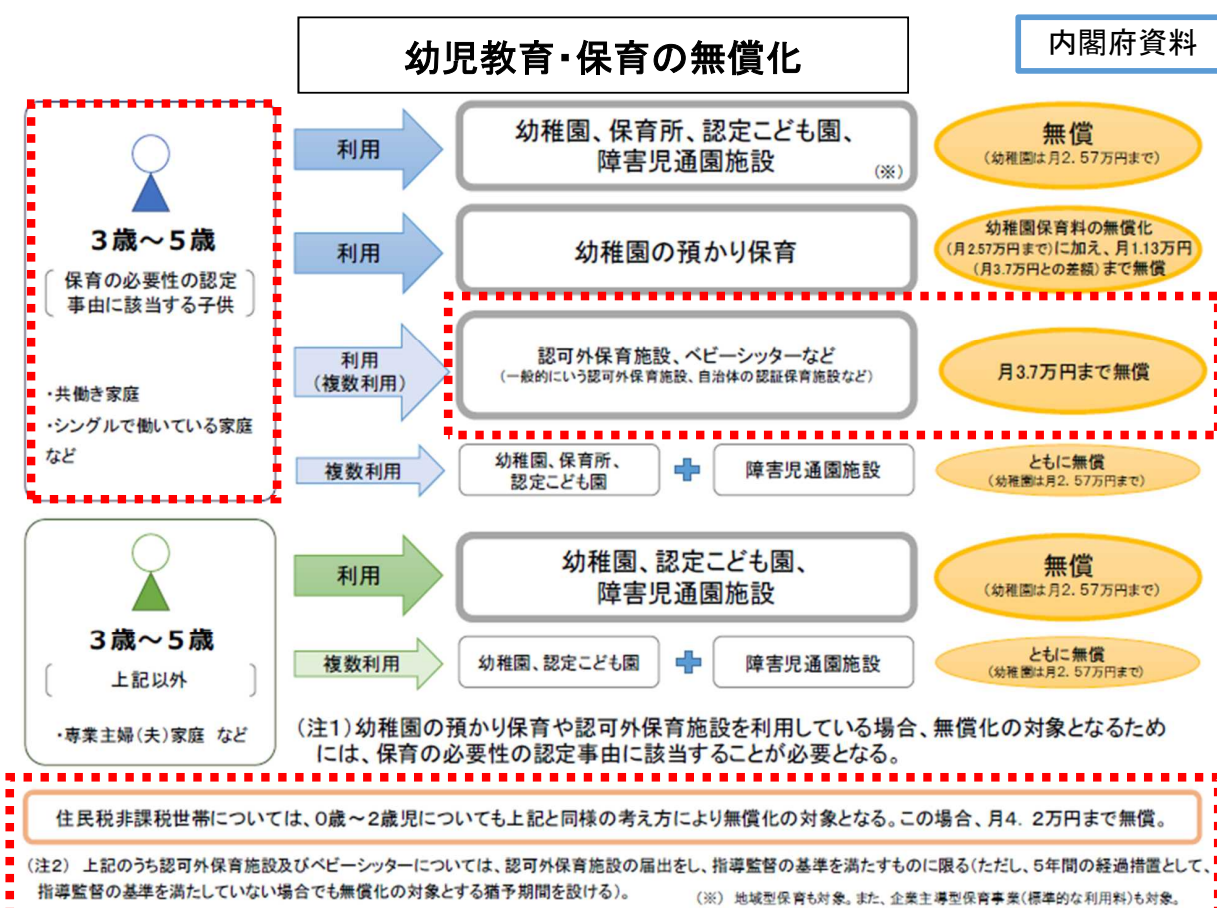
本日の内容

- 1 保育の無償化と指導監督基準の達成について
- 2 指導監督基準、立入調査について
- 3 事故報告について
- 4 児童虐待の防止等について
- 5 その他（新型コロナウイルス感染症対策等）

2

1 保育の無償化と指導監督基準の達成について

3



4

認可外保育施設における無償化の要件

- ① 設置届が出されていること
- ② 指導監督基準を満たしていること（ただし、5年間の経過措置あり）



令和6年10月以降は、指導監督基準を満たす施設に限られ、指導監督基準を満たさない施設は、無償化の対象外となります。

5

2 指導監督基準、立入調査について

6

指導監督基準について

➤ 児童福祉法の一部改正（昭和56年6月15日法律第87号）

いわゆるベビーホテル等の無認可の児童福祉施設の中には安全面等について問題のあるものがみられることから、これらに対する規制を強化するため、無認可の児童福祉施設に対する厚生大臣及び都道府県知事の報告徴収及び立入調査の権限を設ける等児童福祉法の規定の整備を行った。

より効果的な指導監督の実施

➤ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付雇児発第177号）（通知）→「認可外保育施設指導監督の指針」「指導監督基準」の策定

【この指針の目的及び趣旨】

- この指針は、児童福祉法（以下「法」とい。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。
- なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たすことが望ましいものであること。

【指導監督基準】

- 第1「保育に従事する者の数及び資格」、第2「保育室等の構造、設備及び面積」・・・第9「備える帳簿等」

7

立入調査について

➤ 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環

立入調査の根拠

（児童福祉法第59条第1項）

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

➤ もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

8

指導監督の種類について

- ①立入調査（通常）
- ②巡回訪問
- ③特別立入調査
- ④運営状況報告（年1回提出の義務）
- ⑤臨時報告（事故等が発生した場合）

※③は、死亡事故等の重大な事故や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合に実施します。

なお、②及び③については、事前通告なく、実施ができることになっています。

9

立入調査（通常）の主な流れ



10

立入調査の流れ等

➤書類担当、設備担当の二手に分かれ、調査を実施

施設の職員に聞き取りをしながら、各種必要な書類は適切に保管・管理されているか、設備に不備はないか、保育士が適切に配置されているか、子どもたちへの接し方などを実際に目で見てチェック

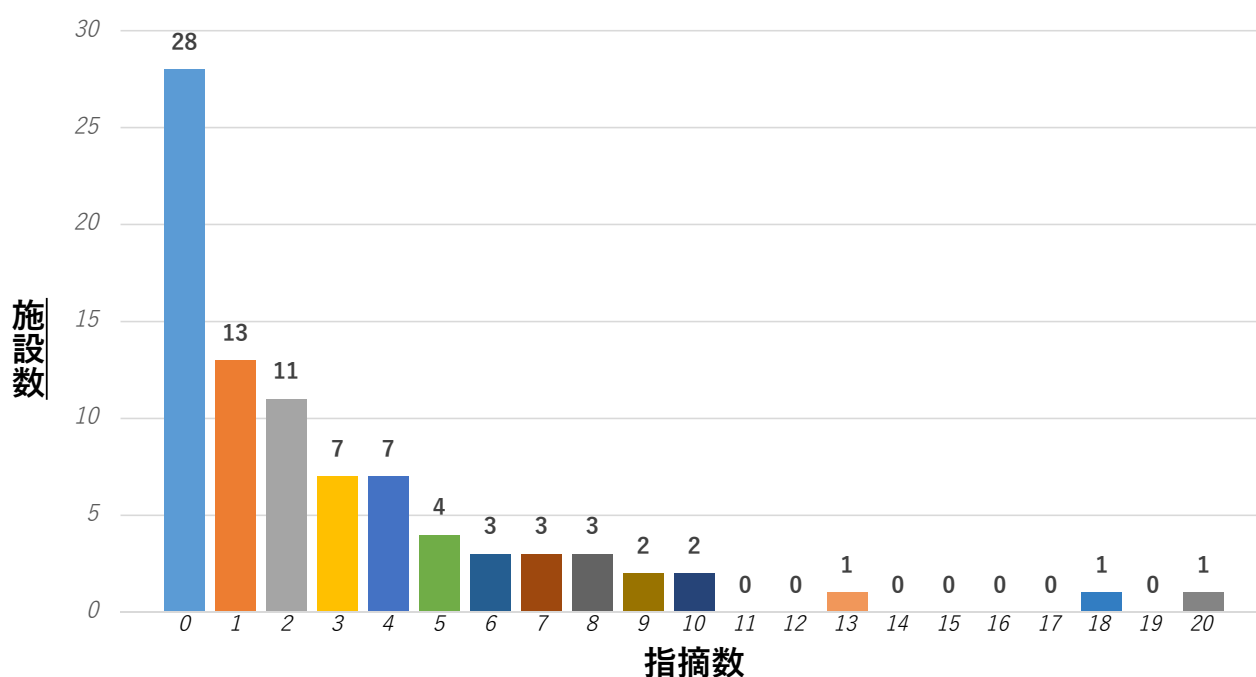
- 書類担当は、事前に準備して頂いた関係書類を確認
- 設備担当は、保育室、調理室、トイレ、園庭など子どもが関わる全ての設備を確認
- 必要に応じて面積を実測

(注) 施設内レイアウト変更等を行った場合、保育室面積が増減している可能性
→ 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか、実測し、要確認
→ 面積の変更があった場合、1ヶ月以内に変更届を提出

- 認可外保育施設が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合など、罰則規定（30万円以下の罰金）があります。また、忌避等した場合、公表することがあります。

11

立入調査結果（令和3年度） ※86施設で実施



12

立入調査における主な指摘事項（多い順）

	調査項目	指摘施設数	未改善施設数	未改善率		調査項目	指摘施設数	未改善施設数	未改善率
1	乳幼児帳簿	32	13	41%	13	食事内容	6	2	33%
2	安全確保	29	4	14%	14	掲示	6	1	17%
3	児童健診	21	13	62%	15	職員帳簿	6	2	33%
4	職員の健康診断	20	6	30%	16	一人時間帯	5	2	40%
5	避難訓練	18	9	50%	17	保護者連絡	5	3	60%
6	書面交付	14	3	21%	18	衛生管理	5	1	20%
7	契約内容等説明	14	2	14%	19	調理室	3	2	67%
8	発育チェック	13	6	46%	20	2階以上	3	2	67%
9	有資格者数	11	4	36%	21	耐火、避難設備	3	2	67%
10	医薬品等	10	3	30%	22	保育姿勢	3	2	67%
11	便所	7	0	0%	23	感染症	3	0	0%
12	保育内容	7	4	57%					

※未改善施設数及び未改善率は、改善報告書は提出されているものの、令和4年4月14日時点で改善が確認できていない場合も含む。

13

乳幼児帳簿（在籍乳幼児に関する書類等の整備）

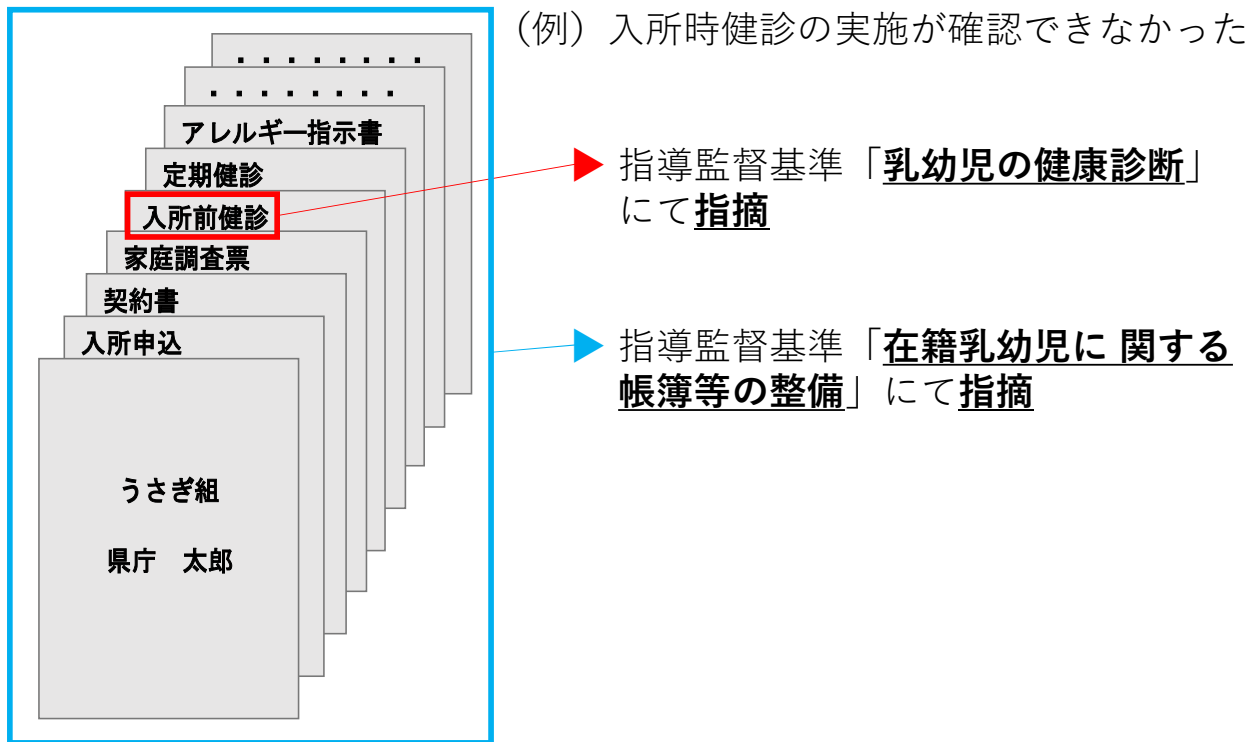
（指導監督基準 第9（2））

「在籍乳幼児に関する帳簿等の整備」

- 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。

14

乳幼児帳簿に関する指摘



15

乳幼児帳簿に関する指摘（主な内容）

- ① **契約書**関連 14件
 - ② **身体測定**（発育チェック）の実施 13件
 - ③ **年2回の健診**実施 13件
 - ④ 児童票等における **かかりつけ医の記載** 9件
- 等

16

乳幼児ごとの書類管理（ご参考）



➤立入調査の結果、乳幼児の帳簿で指摘がない又は少ない施設は、書類を乳幼児毎に管理している傾向

➤日頃の書類確認、入所時・退所時の管理がしやすい

17

安全確保

（指導監督基準 第7（8））

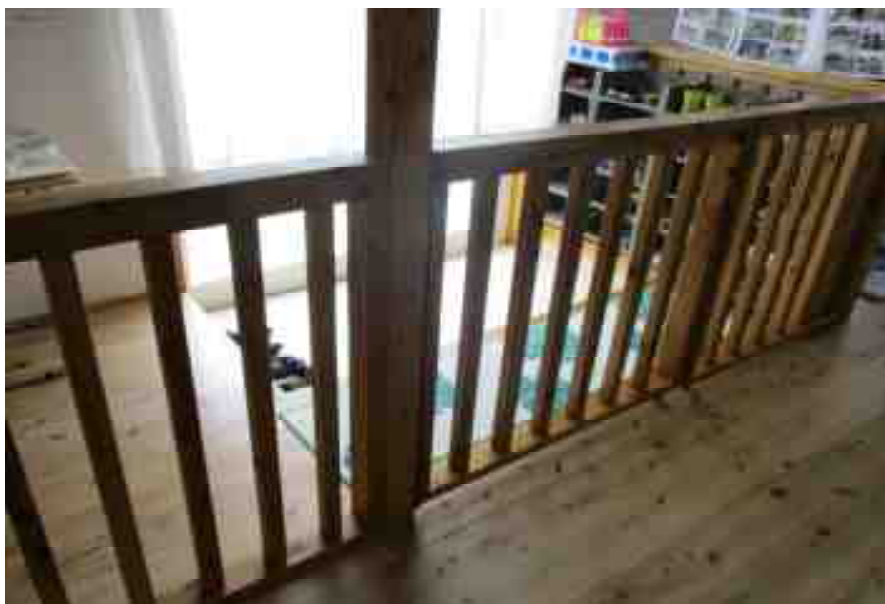
安全確保

- 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。
- 賠償責任保険に加入するなど保育中の万が一の事故に備えること。
- 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。等

18

安全確保、安全対策（事例）

➤ 玄関口の柵



- 玄関口の困障
- 園児の飛び出し防止等のため、柵を設置

19

➤ 窓の柵の設置



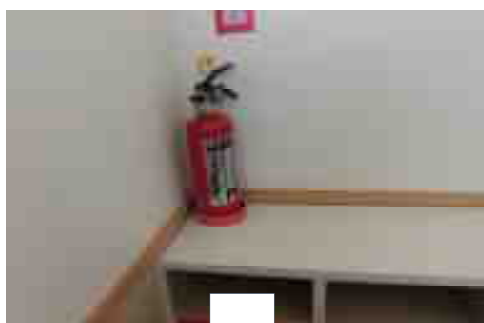
- 2階に設置された窓
- 園児が窓を開け、落下する危険性がある



- 転落防止柵を設置
- 園児の頭が入らない程の幅の柵を設置

20

➤ 消火器の固定



- 棚の上に消火器を設置
(未固定)
- 揺れ、衝撃の際、落下し事故に繋がる危険性がある



- 専用の設置箱を設置
- 消火器の使用を妨げず、固定されている

21

➤ 保育材料等の落下防止対策



- 地震時に本などが落下しないよう、安全対策を実施
- ベルトタイプで中央が取り外しできるよう工夫



- 地震時など本などが落下しないよう、安全対策を実施
- 滑り落ちないように、立ち上げを設置

22

➤ 危険物への囲障



- 園庭の室外機に囲障を設置
- 園児の侵入が困難であり、園庭利用時の安全性に配慮がされている

23

➤ 設置物の転倒防止等



- 空気清浄機の転倒や、電源プラグへの接触等による事故を防止するため、囲いを設置
- 転倒防止については、ベルト等による固定も考えられるが、賃貸等の理由により壁面へ穴を開けることに支障がある場合の工夫事例

24

児童健診（乳幼児の健康診断）

（指導監督基準 第7（3））

乳幼児の健康診断

- 乳幼児の健康状態の確認のため、**入所児の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所後直ちに**行っているか。
- **1年に2回の健康診断**が実施されているか。（おおむね6月毎に実施）
- 入所後の**児童の体質、かかりつけ医の確認**、緊急時に備えた**保育施設付近の病院関係の一覧を作成**し、全ての**保育従事者への周知**が行われているか。等

25

児童健診（乳幼児の健康診断）

➤ 学校保健法の規定に準じた児童健診

➤ 入所時の健診

- 原則、**入所決定前に実施**、未実施の場合は**入所後直ちに**実施。
- 保護者が健診結果を提出した場合は実施したとみなされる。
- 入所前の健診結果は3ヶ月以内のものであること。

※入所日から遡って3ヶ月以内に受診した記録のある母子健康手帳（写し）の提出も可

➤ 年2回（概ね6ヶ月に一度）の健診

- 施設の集団健診を受けられなかった児童は、別日の実施、
保護者が実施しその写しの提供を受けるなどし、年2回の健診を実施すること。

➤ 健診結果の保管

26

職員の健康診断

(指導監督基準 第7(4))

職員の健康診断

- 職員の健康診断を**採用時**及び**1年に1回実施**しているか。
- **調理に携わる職員**には、おおむね**月1回検便**を実施すること。等

(注) 調乳や、調理の工程を要するおやつを用意する職員も含む

27

職員の健康診断

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
- 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
- 9 血糖検査
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査

- 労働安全衛生規則上、11の健診項目が規定
- 立入調査において、採用時及び年1回の受診状況を確認

28

保育に従事する者の数

(指導監督基準 第1(1))

保育に従事する者の数

- 主たる時間において、月極契約乳幼児数に対して保育従事者が不足していないか。
- 主たる時間において、総乳幼児数に対して保育従事者が不足していないか。
- 契約児童の在籍時間帯に保育従事者が一人の時間帯がないか。

29

保育に従事する者の数

<保育従事者の数>

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

30

保育に従事する者の有資格者の数

(指導監督基準 第1(2))

保育に従事する者の有資格者の数

- 月極契約児童数に対して保育従事者が不足していないか。
- 総乳幼児数に対する保育従事者数について、有資格者が不足していないか。

31

保育従事者の1/3以上は有資格者か

<有資格者の考え方>

有資格者は、保育士又は看護師(准看護師)を含む。)の資格を有する者をいう。

- **有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。**
 - a 月極契約入所児童数に対する数
 - b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

32

有資格者数

担当クラス	氏名	書類			勤務時間帯										備考										
		資格	採用/健診	健診	賃金	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20	21	22	23	24	労働
1	うさぎ	有資格者A (園長)	(保)看	H17.1 (有)無	H31.1.1	(賃金)	~																	(労働)	常 非
2	うさぎ	無資格者A	保看	H17.1 (有)無	H31.1.1	(賃金)	~																	(労働)	常 非
3	うさぎ	無資格者B	保看	H17.1 (有)無	H31.1.1	(賃金)	~																	(労働)	常 非
4			保看	有・無		賃金	~																	労働	常 非
5			保看	有・無		賃金	~																	労働	常 非
6			保看	有・無		賃金	~																	労働	常 非

施設名

必要な保育従事者数、有資格者数の算出

- 年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）まで算出
- その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入
- 勤務延べ時間数の合計を8時間で除して小数点1桁を四捨五入

【保育に従事する者の数及び資格（児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数）】

クラス名	総乳幼児数			現在の配置人数						最低基準人数（割合）				
	月種乳幼児数	一時預かり等乳幼児数	小計	従事者数		資格の種別				基礎乳幼児数		乳幼児数		配置基準
				従事者数	内訳	保育士	看護師	准看護師	無資格者	従事者割合	資格者割合	従事者割合	資格者割合	
〇〇組 1歳児名	9		9	1	内訳						1	1.5		6人につき1人
〇〇組 2歳児名	5		5									0.8		6人につき1人
〇〇組 3歳児名	5		5	1							1	0.2		20人につき1人
〇〇組 4歳児名	8		8	1							1	0.2		30人につき1人
〇〇組 5歳児名														30人につき1人
小計	27		27	4		1					3	2.7		
				有資格者 (6.25) ÷ 8 H=0.7 (1)人				無資格者 (23.5) ÷ 8 H=2.9 (3)人						

9 ÷ 6 = 1.5

3人のうち1人は有資格者 3 → ③ ① 1

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

○電話：098-857-4001

○FAX：098-857-4007

○営業日：月～金 9時～18時

○URL：<http://okihoiku.com/>

○沖縄県那覇市小禄1831-1

沖縄産業支援センター4階 413号室

35

保育室の面積

(指導監督基準 第2(1))

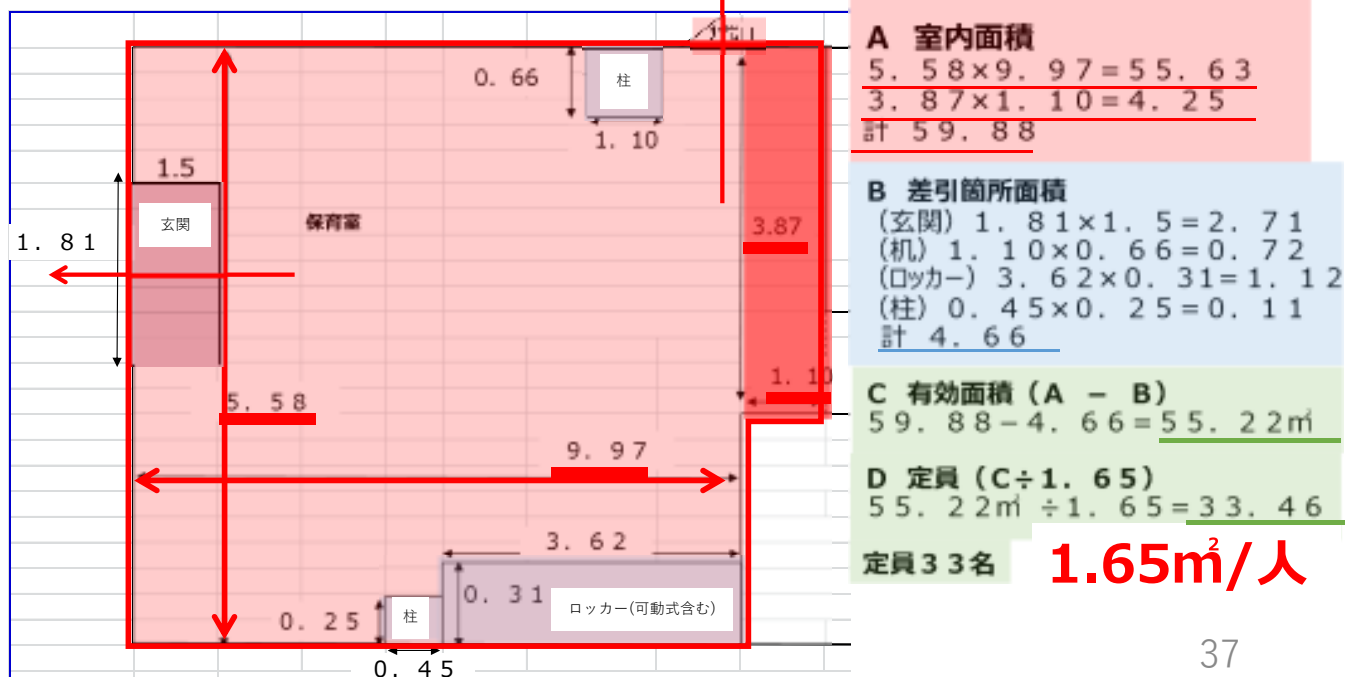
保育室の面積

- 月極契約児童数についての1人当たりの面積 (おおむね1.65m²) が不足していないか。
- 総児童数についての1人当たりの面積 (おおむね1.65m²) が不足していないか。

36

保育室の面積の算出例

- 乳幼児 1 人あたり 1.65m^2
- 実際に乳幼児が使用できる面積
- 棚（棚同様に使用している可動式ロッカー含む）、柱等除く



37

立入調査（通常）の主な流れ



38

改善報告書の作成・提出

- 指摘事項に対し、各施設が改善状況を報告する書類
- 立入調査後、
 - ・指摘事項が記載された改善報告書を県から施設へ郵送
- 施設は概ね**1ヶ月内**に改善報告書を作成、報告
- 提出期限が守られていない場合
 - 新すこやか保育事業（給食費、健康診断費、検便費、保険料の補助事業等）、認可外保育施設研修事業（30万円の保育材料費補助事業）等が対象外
- 基準の遵守の状況が確認できない場合、証明書の交付を受けている施設は証明書の返還

39

改善状況記載の留意点

- 指摘された事項に対して「改善した結果」を報告
- 「改善した結果」については、明瞭かつ具体的に記載し、改善結果が分かる資料（現場写真や書類等）を添付
- 改善に期間を要する事項で、提出期限までに改善できないものについては、「具体的な期限」を示した上で「改善計画」を記載

40

実際の改善報告例①

■基準

(4) 職員の健康診断、a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。

■指導事項

立入調査時、年1回の健康診断(1名分)が確認出来ませんでした。また、1名のX線検査の確認が出来ませんでした。

①職員の健康診断を採用時及び年1回実施すること。

②結果を園で保管すること。

■改善の状況

「健康診断を実施しました。診断書の写しを添付します。」

41

実際の改善報告例②

■基準

(8)安全確保 a 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

■指導事項

下記は、乳幼児に危険がないよう安全対策又は、転倒・落下防止等の対策を行うこと。

●玄関の脚立の片付け

●保育室の棚の転倒防止対策

■改善の状況

玄関の脚立撤去(写真4)

保育室の棚に転倒防止用の固定器具を設置(写真6)

42

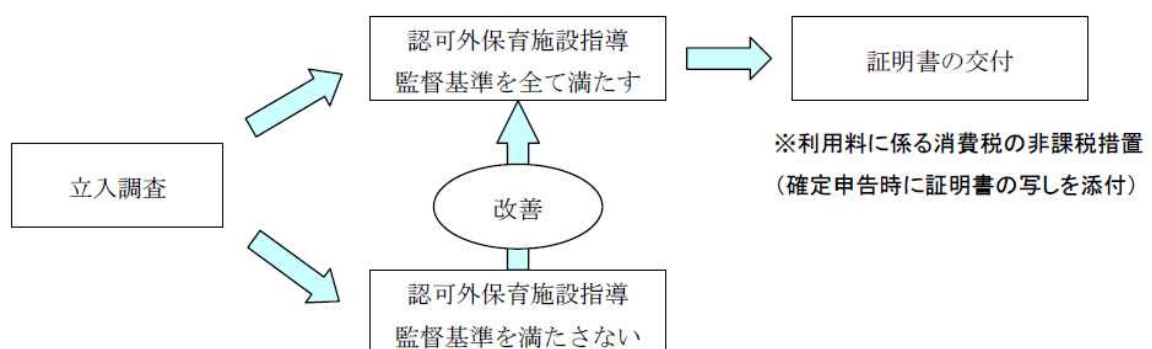
立入調査（通常）の主な流れ



43

指導監督基準を全て満たしている場合

- 基準を満たしている旨の証明書を発行
証明書は施設内に掲示
- 保育利用料に係る消費税の非課税措置



44

チェックシートの活用

日頃から自園の状況を
チェックしましょう。

立入調査「事前確認」チェックシート（その1）				
【書類関係】			施設名（ ）	
項目	確認事項	チェック欄		
		適	否	
1 保育従事者	①在籍園児数に対し必要な人数が配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②総乳幼児数に対し必要な人数が配置されているか。 （一時預かり・幼稚園児午後預かり・学童含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③開所時間において、常時、保育従事者が複数（2名以上）配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 有資格者	①保育に従事する有資格者の数（保育に従事する者の3分の1以上）が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②総乳幼児数に対し必要な有資格者の数が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③開所時間において、常時必要な有資格者が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 保育士の名称	①保育士でないものを保育士、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。※サービス掲示・資格証の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

45

チェックシートの活用

日頃から自園の状況を
チェックしましょう。

[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

更新日: 2019/08/20

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)・・・認可外保育施設の届出制
- [よい保育園の選び方](#)・・・よい保育園の選び方10ヶ条(厚生労働省)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局
- [待機児童対策特別研修会資料](#)
- 立入調査「事前確認」チェックシート [ZIP](#) [【書類】【設備】\(ZIP:34KB\)](#)

チェックシート
保存場所

46

立入調査終了後の指導監督基準の遵守

- ▶立入調査終了後も、改善状況の確認、関係者からの苦情や相談の連絡、従事者不足が疑われる場合など、必要に応じ訪問
- ▶立入調査後も、指導監督基準の遵守が必要

47

3 事故報告について

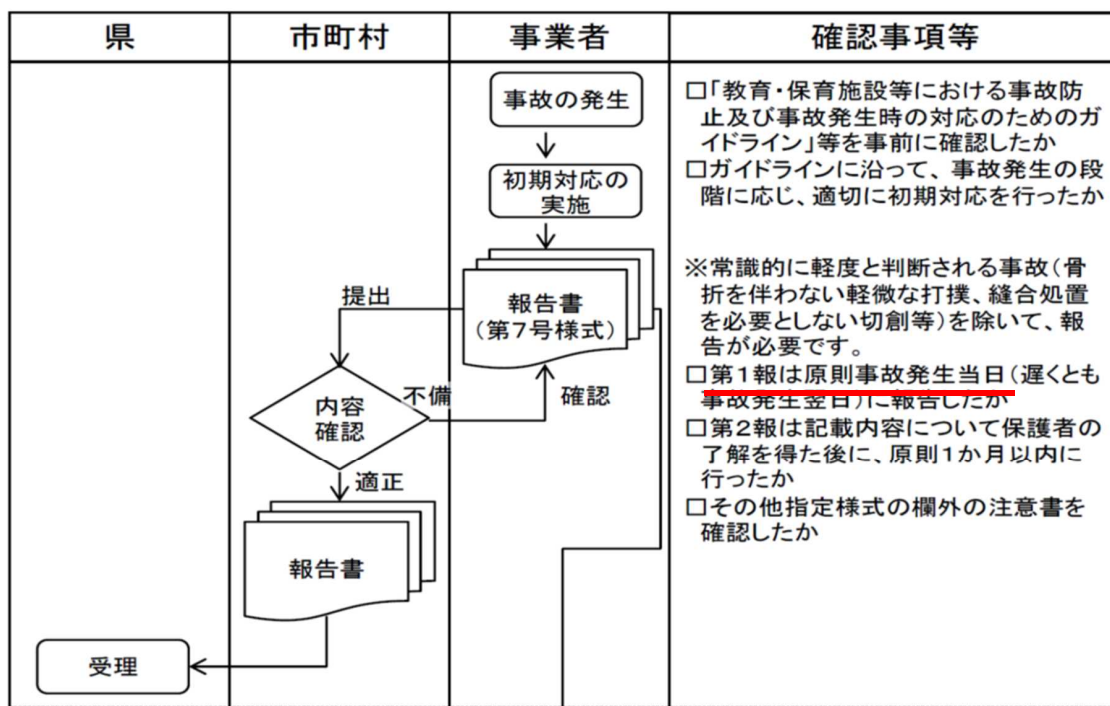
48

児童福祉法施行規則（抄）

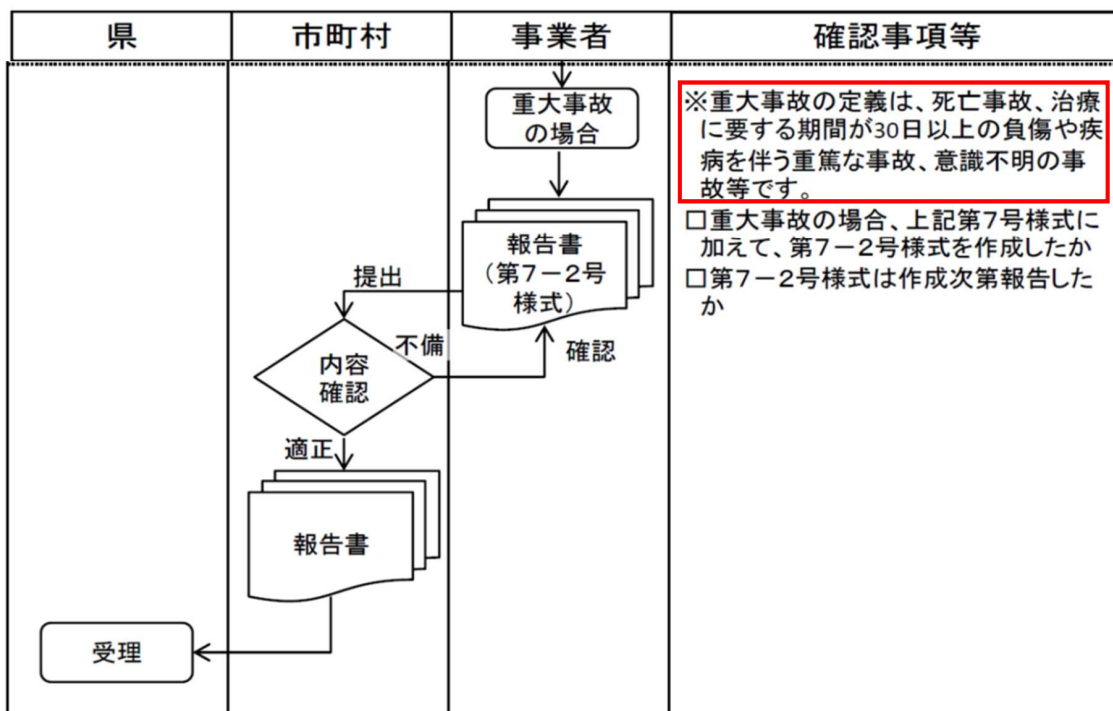
第49条の7の2 法第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、**事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。**

事故報告について

【事故報告、重大事故の場合の報告】



事故報告について



51

事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)・・・認可外保育施設の届出制度に関する概要
- [よい保育園の選び方](#)・・・よい保育園の選び方10ヶ条 (厚生労働省作成)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

[事業内容変更届様式]

- [WORD 様式2:認可外保育施設事業内容変更届 \(ワード:23KB\)](#)

[休止・廃止届様式]

- [WORD 認可外保育施設 \[休止・廃止\] 届出書 \(ワード:23KB\)](#)

*その他、届出様式等については、[ZIP:905KB](#) をご確認ください。

事故報告様式
保存場所

52

事故報告について



ホーム > 教育・文化・交流 > 子育て > 事業概要・制度概要 > 認可外保育施設について

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- ・ [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)…認可外保育施設の届出制度に関する概要
- ・ [よい保育園の選び方](#)…よい保育園の選び方10ヶ条 (厚生労働省作成)
- ・ [認可外保育施設指導監督基準](#)…厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

ガイドライン
保存場所

その他関連資料

- ・ [PDF](#) [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～【PDF:179KB】](#)
- ・ [PDF](#) [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～【PDF:340KB】](#)

53

令和2年教育・保育施設等における事故報告集計①

内閣府子ども・子育て本部公表資料 (R3.6.18)

死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	(参考)施設・事業者数 (時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	312	2	266	2	42	0	312	5,688 か所 (R2.4.1)
幼稚園型認定こども園	23	0	21	0	2	1	24	1,200 か所 (R2.4.1)
保育所型認定こども園	45	1	37	0	7	1	46	1,053 か所 (R2.4.1)
地方裁量型認定こども園	3	0	3	0	0	0	3	75 か所 (R2.4.1)
幼稚園	55	0	52	0	3	0	55	8,498 か所 (R2.5.1)
認可保育所	1,080	7	859	4	210	1	1,081	22,706 か所 (R2.4.1)
小規模保育事業	18	0	11	0	7	0	18	5,365 か所 (R2.4.1)
企業主導型保育施設	13	1	10	0	2	0	13	3,768 か所 (R2.3.31)
地方単独保育施設	3	0	2	0	1	0	3	・認可外保育施設(ベビーホテル・その他)5,890 か所 ・事業所内保育施設 7,132 か所 (H31.3.31)
その他の認可外保育施設	24	3	17	0	4	2	26	
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	3,313 か所 (H31.3.31)
計	2,010	14	1,660	6	330	5	2,015	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 各項目について(用語の整理であり、下記の報告事例があったことを意味するものではない。)

・ 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの。(その後、意識不明の状態が回復したものを含み、令和元年12月末までの間に死亡したものは除く。)

・ 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。

・ その他: 指の切断、鼻、歯の裂傷等を含む。

・ 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和元年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

54

令和2年教育・保育施設等における事故 報告集計②

内閣府子ども・子育て本部公表資料より

死亡事故発生時の状況

	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	その他の認可外保育施設	計
睡眠中	0	0	0	1	1
食事中	1	0	1	0	2
その他	0	1	0	1	2
合計	1	1	1	2	5

※ 本表には、令和2年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

国へ報告された死亡事故の報告件数（H16～R2）

幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	一時預かり事業	家庭的保育事業	病児保育事業	認可外保育施設	合計
2件	1件	1件	64件	1件	1件	2件	1件	142件	215件

55

<事例①> 乳幼児の窒息死亡事故

<事故の概要>

- ◆令和2年2月、認可保育所において、1歳2か月の男児が給食中に食べ物を喉に詰まらせたため、園における救命処置と並行して119番通報し、病院に搬送されるも、搬送先の病院で死亡が確認された。
- ◆**事故の要因**：口に食べ物が入っている状態で泣き出したこと、泣きながら体を斜めにのけぞらせたこと、給食を「食べきる」「時間内に食べる」暗黙のルールが園全体にあったこと 等
- ◆**再発防止のために**：一人一人の子どもの発達に応じた保育の重要性（子どもの発達に応じた適切な食事援助を行うこと）等

56

<事例②> 乳児の窒息死亡事故

<事故の概要>

- ◆認可外保育施設に預けられた乳児（生後4カ月）がうつ伏せ寝の体位で急死した事故が発生
- ◆両親が保育従事者や運営会社、経営者、また市に対して損害賠償を請求
- ◆裁判所は、乳児の死因はSIDS（乳幼児突然死症候群）によるものではなく、うつ伏せ寝による窒息死であると判断して保育従事者の過失を認定し、施設経営者らの共同不法行為責任を認定
- ◆施設経営者らは、民法715条に基づく損害賠償責任を負うこととなった。

57

事故防止に向けたミニポスター

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け***に



寝かせることが重要です！

 **何よりも1人にしないこと！**

(* 医学的な理由で医師からうつ伏せ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

58

事故防止に向けたミニポスター

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等
により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

***他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。**

59

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

<認可外保育施設指導監督基準（施設の安全確保）>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考とすること

以下、ガイドライン 一部抜粋

○重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組について

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取組を行うことが考えられる。

ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者へ提出する。

イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、上記①のア～オ（※1）の重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 施設・事業者は、事故防止対策について、下記（2）における研修（※2）を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

（※1）睡眠中、プール活動・水遊び、誤嚥（食事中）、誤嚥（玩具、小物等）、食物アレルギー

（※2）各施設・事業者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビベン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。（以下省略）

60

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

<実例を踏まえた取組例>

- 行き慣れない公園には、死角を正確に把握していないことなどにより、園児を見失うケースがあった
→
- 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が起きたケースがあった
→
- 公園などで、複数の園が同時に活動する場合に、自園の園児が他園の園児の中に紛れ、見失ってしまうようなケースがあった
→

61

4 児童虐待の防止等について

62

児童虐待の防止等について

◆児童虐待とは

たとえ保護者にとってしつけのつもりで一生懸命育てていたとしても、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものは虐待となります。虐待は子どもの身体発育や知的発達、情緒面や行動面、対人関係等に深刻な影響を与えるおそれがあり、早期に発見し、対応することが重要です。

◆児童虐待の種類

- ①身体的虐待…殴る、蹴る、骨折、火傷、ひどい場合は生命が危うくなるようなケガをさせること、一室に拘束する など
- ②性的虐待……性的興味の対象として子どもの身体に触れたり、性的関係を強要したりすること など
- ③ネグレクト…衣服がいつも汚れている、食事を与えない、学校に行かせない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する など
- ④心理的虐待…子どもを無視したり拒否的な態度を示す、自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟との差別的な扱いをすること など

63

児童虐待の防止等について（虐待事案）

<概要>

- ◆平成26年7月、認可外保育施設で生後9か月だった乳児が熱中症で死亡
- ◆両親は、施設が体調を崩した子どもに医療措置を行わなかったほか、施設内で虐待が行われていると通報を受けていた市が、適切な調査や指導を行わなかったなどとして、市と施設側に対し、損害賠償を請求
- ◆判決で、乳児が下痢や発熱の症状があったのに対し「元施設長は、水分補給や医師の診断や治療を受けさせる義務を怠った」と施設側の責任を指摘
- ◆裁判所は、市については施設内で虐待が行われていると複数の通報を受けて行った立入調査を、事前通告せずにできたのに、事前通告したことに対して、「虐待的保育を防止するうえで極めて不十分、適切な調査が行われていれば、熱中症死は発生しなかった蓋然性が高い」として、市の責任も認め、損賠賠償の一部は市も連帯して支払うよう命じる判決を言い渡した。

64

児童虐待の防止等について

◆早期発見・早期対応

子どもの福祉に職業上関係のある者は、虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待が疑われる場合は、市町村、児童相談所へ通告しなければなりません。

◆参考「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）【令和2年4月1日施行】」

児童虐待の防止等に関する法律（抄）

第14条1項 児童の親権を行う者は、**児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超え**る行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

児童福祉法（抄）

第47条第3項 **児童福祉施設の長**、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。**ただし、体罰を加えることはできない。**

65

児童虐待の防止等について

◆参考「体罰等によらない子育てのために」

厚生労働省では、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的として、令和元年9月から、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、有識者による検討を進め、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめ

なぜ体罰等はいけないの？

体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。これは科学的にも明らかになっています。

しつけと体罰はどう違うの？

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や表情を交えて、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは「体罰等」になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもは、虐待や体罰を「拒絶し、自立する権利」が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健全に育成することに、一義的責任を負います。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000000004.pdf>

ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと思ったら

189

体罰等によらない子育てのために

2020年4月から法律が変わります!

子どもへの体罰は法律で禁止されます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も改めて社会全体で取り組んでいきましょう。

厚生労働省

66

5 その他

- ◇新型コロナウイルス感染症対策
- ◇給食費実費徴収の徹底
- ◇補助事業により取得した財産管理の徹底

67

新型コロナウイルス感染症対策について

➤感染対策の徹底

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）
（2021(令和3)年8月一部改訂）

https://www.google.co.jp/url?esrc=s&q=&rct=j&sa=U&url=https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf&ved=2ahUKEwjXmvy7rMX3AhVTKEQIHsXNBvUQFn0ECAkQAg&usg=AOvVaw33EfRI3s3f5kvi8Q-1_tj-

➤定期PCR検査の実施について

概要：保育所、幼稚園等において、感染拡大を未然に防止するため、県内の保育所、幼稚園等に勤務し、利用者と接する職員は、**定期的にPCR検査を受けることが可能**（令和3年12月から令和4年5月の期間、6月以降については調整中）

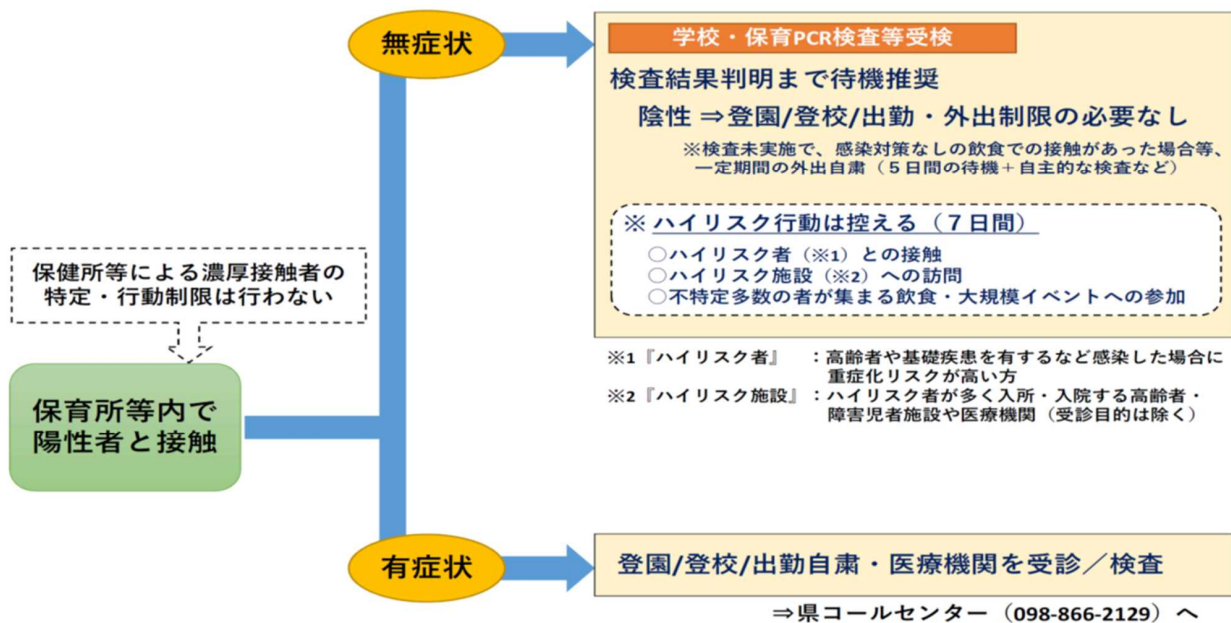
- ※ 職員一人当たり2週に1回程度を目安として検査を行う。
- ※ 流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合がある。
- ※ 全施設等の検査を行うため、検査の時期は希望に沿うことは困難
- ※ 事前に県からお知らせするタイミングで検査を実施
- ※ 検査費用は県が負担

（県HP） <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpcr2.html> 68

新型コロナウイルス感染症対策について

▶オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について

(4)幼保、特支、学童、児童生徒向け学習塾/スポーツクラブ等における対応 2022.3.24



新型コロナウイルス感染症対策について

▶給付金等制度について

1 雇用調整助成金

概要：「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。

問い合わせ先： 沖縄助成金センター雇用調整助成金相談・受付窓口電話
098-868-4013 各地域のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

概要：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支給するもの。

問い合わせ先： 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター電話0120 (221) 276

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

3 臨時休園や登園自粛に係る保育料減免について

新型コロナウイルス感染症対策について

➤子どもの体調不良時には？（子どもを見守るポイント！）

The screenshot shows the Okinawa Prefecture website with a search bar and navigation menu. The main content area features a title '子どもの体調不良時には？（子どもを見守るポイント！）' and two PDF links: '新型コロナウイルスに感染した(感染が疑われる)子どもを見守るポイント！(PDF:616KB)' and '子どもの急な病気に困ったら「子ども医療電話相談#8000」(PDF:1,606KB)'. A note at the bottom states: '※ ただし、上記に関わらず「顔色が明らかに悪い」「急に息苦しくなった」「意識が朦朧(もうろう)としている」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合については、救急病院の受診を検討して下さい。また、呼吸困難や意識障害など症状に急変を来した場合は、迷わずに119番通報してください。'

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen-iryuu/taisei/20220502.html>

71

給食費実費徴収の徹底について

[保護者負担額のイメージ（保育料30,000円の場合）]

2019年9月以前



2019年10月以降
(無償化後)



**保育料（給食費を除く）が無償化
※37,000円上限**

給食費等は、引き続き保護者の皆様のご負担

72

補助事業により取得した財産管理の徹底について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

73

補助事業により取得した財産管理の徹底について

沖縄振興特別推進交付金交付要綱（抄）

（財産の処分の制限）

第20條 知事は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付対象事業等の完了後においても大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第14号の財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。

74

その他関連資料

《厚生労働省関係》

- 保育所保育指針解説（平成30年2月）等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html#h2_free5
- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2021(令和3)年8月一部改訂）
https://www.google.co.jp/url?esrc=s&q=&rct=j&sa=U&url=https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf&ved=2ahUKewjXmvy7rMX3AhVTKEQIHSxNBvUQFnoECAkQAg&usq=AOvVaw33EfRI3s3f5kvi8Q-I_tj-
- 保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月）
www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（改訂版）（2019年4月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000511242.pdf>
- 授乳・離乳の支援ガイド（2019年改定版）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04250.html

75

その他関連資料

《厚生労働省関係（つづき）》

- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

《内閣府関係》

- 事故防止関係資料（教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）、教育・保育施設等における事故報告集計資料、事故防止及び事故発生時対応マニュアル - 基礎編等）
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#guidelines>

《文部科学省関係》

- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

76

保育施設の運営は、子どもの命を預かる
大変責任の重い仕事です

本日説明した指導監督基準は
安全確保等の観点から定められたものであり
施設の責任において遵守する必要があります

施設の皆様におかれましては
基準の遵守にとどまらず
常に運営状況の見直しや正しい情報の収集に努め
保育環境の改善を図って頂くようお願いいたします

認可外保育施設立入調査Q & A

令和4年5月

	項目	問	回答
問1	立入調査の主旨	立入調査の主旨は何か。	立入調査は、児童福祉法に基づき、認可外保育施設において、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し改善指導等を行うことにより、 <u>児童の福祉の向上を図ることを目的</u> として実施しています。 ※児童福祉法第59条 ※沖縄県認可外保育施設指導監督要綱
問2	有資格者①	有資格者で1日8時間勤務しなければ有資格者とみなされないのか。	有資格者の基準については、指導監督基準において、「保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師（准看護師含む）の資格を有する者であること」と規定しています。 また「保育に従事する者は、常勤職員をいうこと」と規定され、短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して、必要な人数を確保する必要があります。
問3	保育に従事する者の数	入所乳幼児が1人の場合、従事者1人配置でもよいか。	<u>認可外保育施設の主たる開所時間中は、保育従事者が複数（2人以上）</u> で保育する必要があります。また、主たる保育時間を超える時間帯は、現に保育されている児童が1人である場合を除き、保育従事者は複数（2名以上）で保育する必要があります。 ※登園に係る時間帯に、児童が登園していなくても、主たる開所時間中である場合は、保育従事者を複数（2人以上）配置する必要があります。
問4	保育室の面積①	一時預かりや学童を同じ保育室で保育する場合、必要面積はどうなるか。	<u>一時預かり及び学童を含めた総乳幼児の人数分の面積が必要</u> になります。実際に乳幼児が使用できる面積(1人当たり1.65㎡)を確保する必要があります。
問5	保育室の面積②	可動式ロッカーは面積に入るか。	可動の有無にかかわらず、常時保育室内に配置されているもので、 <u>固定の棚同様に使用している場合は保育室の面積から引</u> いています。可動式ロッカーを面積に加えることにより面積不足となることで、児童の安全性の問題が懸念される為です。
問6	調理室の区画	調理室と事務所の区画は必要か。	<u>調理室と事務所の区画が必要</u> です。食品衛生上、調理室の周りを全て壁や網戸等で区画するか、建物全体の外部に解放される部分には網戸、カーテン（防災仕様）等、を設置することが必要です。 また、調理室内に調理に必要な機能、物以外(事務用品等)は置かず、調理中は、調理人以外が出入りしないよう注意してください。 ※調理中(手作りおやつのみの場合も含む)は、室内の扉や網戸を閉めることで害虫等の侵入を防ぐ必要があります。
問7	調理設備	ケータリングや弁当持参の認可外保育施設においても調理設備が必要か。	ケータリングや弁当持参においても、 <u>冷蔵庫及び加熱のために必要な調理機能設備が必要</u> です。 ※加熱設備としては、温めることができればガスコンロでも電子レンジでも可

認可外保育施設立入調査Q & A

令和4年5月

	項目	問	回答
問8	乳児と幼児の区画	乳幼児を同室で保育してよいか。	<p>事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は<u>別の部屋</u>とすることが望ましいです。</p> <p>やむを得ず部屋を別にできない場合は、幼児が容易に乳児の保育場所に入れないように、明確な段差やベビーフェンス等で区画してください。</p> <p>※1歳児と同室で0歳児を預かっている場合は、区画または人数分のベットが必要です。また未歩行児の確認は必要となります。</p>
問9	採光・換気	保育室に窓がない。採光・換気についての基準はあるか。	<p>立入調査時に、採光・換気に有効な部分(窓等)があるか確認をしています。</p> <p>※建築基準法施行令第19条(保育所の保育室の採光に準じる)</p> <p>※建築基準法第28条の2(居室の換気に準じる)</p>
問10	便所	オマル・小便器(男児用)は便器の数に含まれるか。また、総乳幼児の人数も含まれるか。	<p>オマル及び小便器(男児用)は数には含まれません。便器の数は、総乳幼児数の概ね20人につき1以上必要です。</p> <p>※0歳は含めず、満1歳になっている幼児数で確認します。</p>
問11	避難訓練の实地	避難訓練で地震・水害・不審者の訓練は必要か。	<p>立入調査時、地震・水害・不審者の避難訓練については、年間計画に記載すること、また、年1回以上の实地訓練を確認しています。訓練内容は消火活動・通報・連絡、及び避難誘導等の实地訓練を原則とします。</p> <p>※火災の避難訓練は毎月实地訓練が必須です。</p>
問12	非常災害に対する措置	避難経路2方向目はどこに設置すればよいか。	<p>立入調査時、避難経路2方向目も非常口として乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されているか、また、2方向で避難訓練をしているかを確認しています。避難経路口及び避難経路には避難の妨げになるものを置かないようにすることが必要です。</p>
問13	身体の清潔	0歳児も手洗い及び排便後のシャワーで身体の清潔を保たないといけないのか。	<p>0歳児においても、必要に応じ入浴や清拭をし、乳幼児の身体の清潔を保つ必要があります。0歳児の手洗いにおいては、手拭きのみで対応している施設もありますが、衛生的に好ましくないため、衛生上の観点から手洗い指導が必須です。</p> <p>また、排便後は、シャワーにてお尻洗いをし、お尻洗い場使用後にはその都度消毒をし、衛生的な状態を保つようにしてください。</p>
問14	保護者との連絡	必ず連絡帳を備える必要があるか。	<p>保護者と連絡帳や申し送りを通して、施設での様子や家庭での様子を双方向で連絡する必要があります。アプリケーション等の電子的な方法を連絡帳の代わりにする施設もありますが、連絡帳と同程度の内容を双方向で連絡することが必要です。</p>
問15	乳幼児の健康診断①	乳幼児の年2回の健康診断で未受診の児童がいた場合はどうすればよいか。	<p>医師による年2回の健康診断は、乳幼児の心身の発達の遅れの早期発見に繋がるという面からも受診は必要です。健診日に受診出来ない児童がいた場合は、<u>後日受診させるか保護者に協力を仰いで受診をしてもらい健康診断書の提出を受けることが必要</u>です。</p>
問16	乳幼児の健康診断②	一時預かりでも健康診断書の提出は必要か。	<p>一時預かりでも乳幼児の健康状態の把握(持病やアレルギーがないか等)は必要な為、入所時の健康診断の提出は必要となります。</p>

認可外保育施設立入調査Q & A

令和4年5月

	項目	問	回答
問17	かかりつけ医の確認	全児童のかかりつけ医の確認をしなければならないのか。	全児童のかかりつけ医を確認し、緊急時の際には、かかりつけ医の指示に従うよう保育従事者間で周知する必要があります。その旨、保護者へ十分に説明をし、確認してください。 ※立入調査時に全児童の記載を確認します。
問18	職員の雇入時健康診断	職員の健康診断は採用時に行うとあるが採用日から何ヶ月前がよいのか。また、検査内容は決まっているか。	立入調査では、採用日前3ヶ月以内の受診状況を確認しています。 雇入時健康診断については、労働安全衛生規則第43条により、11項目が規定されています。 立入調査では、労働安全衛生法に基づく健康診断4号を参照し、『身体計測、視力検査、聴力検査、尿検査、血圧検査、貧血検査、胸部エックス線検査（妊娠・授乳期には医師の所見が必要）、医師の診察』以上の項目を確認しています。 ※採用時（雇入時）の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全規則により義務づけられています。 ※乳幼児の健康・安全のため、全ての職員について労働安全衛生法に準じて健康診断を実施し、記録を保管する必要があります。
問19	職員の年1回定期健康診断	職員の年1回定期健康診断は必ず受診しないといけないのか。	事業者は、労働安全衛生法に基づき、労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施する義務があります。
問20	検便	ケータリングを利用しているが、おやつ作りやフルーツカットをすることがある。毎月検便を実施する必要があるか。	自園調理がなくとも、保育の中で毎月定期的に調理する場合(例：フルーツカットをする、手作りおやつがある施設の場合)、毎月の検便を実施する必要があります。 ※週1回定期調理／ケータリング離乳食刻み／週数回のおやつ作りも検便が必要です。
問21	感染症の対応	感染症にかかった場合、治癒証明書が必要か。	かかりつけ医の診断に従い、治癒証明書の提出が必要です。医師からの意見書や保護者が記入する登園届が必要な場合には、保護者に十分に説明をして提出を求めてください。 また、認可外保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。 ※立入調査時に治癒証明書の提出状況を確認します。 ※新型コロナウイルス感染症の場合、治癒証明書は不要です。

認可外保育施設立入調査Q & A

令和4年5月

	項目	問	回答
問22	安全確保①	乳幼児の安全確保の面から、落下防止や転落防止等の対策はどのようなものがあるか。	<p>①安全確保の面から、冷蔵庫や棚等(ロッカー、キャビネット、カラーボックス、ピアノ、冷蔵庫等)には転倒防止対策をする必要があります。</p> <p>②床上にあるテレビは事故防止のため安全な場所へ移動し適切な対策をする必要があります。</p> <p>③教材用の棚等は乳幼児の安全の面から落下防止や転倒防止等の対策をする必要があります。</p> <p>④トイレ及びシャワー室等乳幼児が立入る全ての箇所において、ガラスの安全対策(飛散防止シートの貼り付け)、洗剤等の安全対策(手が届かない場所においているか)を確認しています。</p> <p>⑤園庭の一部が職員駐車場になっている場合は、事故防止の観点から適切な安全管理を図る必要があります。</p> <p>⑥遊具の中に、一部破損しているものがある場合は、幼児の安全のため修繕する必要があります。</p> <p>※乳幼児の安全確保や事故防止の観点から遊具等について修繕等の適切な対策をするか、または撤去する必要があります。</p>
問23	安全確保②	不審者への対応について、具体的なマニュアル等はあるか。	<p>具体的なマニュアルはありませんが、指導監督基準の「不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保すること」に基づき、各施設の施錠、囲障や訓練実施等の状況を確認しています。</p>
問24	乳幼児突然死症候群	うつぶせ寝について、保護者の同意があれば指摘事項にならないことはあるか。	<p>保護者の同意ではなく、医師の判断が必要となっています。国の指導監督基準において、「仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由による配慮が必要である。」と規定されています。</p> <p>※立入調査時に施設長及び保育従事者への周知確認を行っています。</p>
問25	アレルギー	アレルギー児の医師診断書は提出する必要があるか。	<p>食物アレルギーのある乳幼児においての誤食は生命に関わる重大なことであるため、全保育従事者が把握し、共通理解のもとで誤食が起こらないような対策を講じることが必要です。アレルギー疾患のある乳幼児に配慮した食事内容にする必要があります。</p> <p>また、献立表を作成し、保護者へ配布することも必要です。入所時に保護者に対してアレルギーの確認を行うこと、又医師の生活管理指導表を提出してもらうことが必要です。</p> <p>※立入調査時に全職員のアレルギーの知識と対応の共有化を確認します。</p>
問26	職員に関する書類等の整備①	派遣社員の場合、どのような帳簿を備えればよいか。	<p>派遣社員の場合、派遣会社とで契約している内容(派遣通知書や労働契約書等)が確認できる書類を保管・管理してください。</p> <p>上記が確認出来れば、採用時健康診断、年1回の健康診断、労働者名簿、賃金台帳は確認しません。</p> <p>なお、資格証の写しは有資格者換算に必要な為、保管・管理してください。</p>

認可外保育施設立入調査Q & A

令和4年5月

	項目	問	回答
問27	職員に関する書類等の整備 ②	賃金台帳の確認について	<p>労働基準法第108条により、賃金台帳は、各事業場ごとに作成し保管しなければなりません。</p> <p>賃金台帳により賃金支払の状況等の確認を行っておりますが、金銭を直接手渡しされている場合は、受領印（サイン）まで確認しております。</p> <p>※振込による支払の場合、受領印は確認しません。</p>
問28	第10号様式（揭示様式・施設内部様式）	新たな項目として追加された「◇緊急時等の対応」、「◇非常災害対策」、「◇虐待防止のための措置」について、記載例ではそれぞれマニュアルの作成について記載されているが、今回、マニュアルの作成が義務づけられたと認識した方がよいか。	<p>児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年11月10日子発1110第4号）では、認可外保育施設における揭示事項について、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合において、その旨を記すことや、虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すことが必要となっています。</p> <p>（参考：児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年11月10日子発1110第4号）抜粋）</p> <p>改正の概要</p> <p>（1）認可外保育施設等の事故報告の規定の新設について（略）</p> <p>（2）認可外保育施設における揭示事項について</p> <p>認可外保育施設における保護者への適切な情報提供を確保するため、当該施設の設置者が当該施設に揭示しなければならない事項に、アからオまでに掲げる事項を追加すること。</p> <p><u>ア保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</u> 保育する乳幼児に関して契約している保険の加入状況として、保険の種類、保険事故及び保険金額を記すこと。</p> <p><u>イ提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</u> 提携している医療機関の名称、所在地及び具体的な提携内容を記すこと。</p> <p><u>ウ緊急時等における対応方法</u> 緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。</p> <p><u>エ非常災害対策</u> 災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を揭示しても差し支えないこと。なお、非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。</p> <p><u>オ虐待の防止のための措置に関する事項</u> 虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。</p> <p>※県子育て支援課ホームページに様式と併せて記載例も掲載しております。ご参考ください。</p>